

令和6年門審第33号

裁 決

貨物船A遊漁船B衝突事件

受 審 人 a 1

職 名 A一等航海士

海技免許 四級海技士（航海）

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官牧野真人出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 の四級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年6月10日10時09分僅か前

鹿児島県川内港北西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 貨物船A

遊漁船B

総 ト ン 数	4 9 6 トン	4. 8 トン
全 長	6 9. 0 2 メートル	
登 録 長		1 0. 3 2 メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力	7 3 5 キロワット	1 6 9 キロワット

3 事実の経過

Aは、操舵室前部中央に舵輪、その左舷側にレーダー2台及びGPSプロッター、右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えた船尾船橋型鋼製貨物船で、船長a2及びa1受審人ほか4人が乗り組み、空船のまま、船首1.4メートル船尾3.2メートルの喫水をもって、令和5年6月10日09時45分川内港を発し、福岡県博多港に向かった。

船長a2は、出航操船を終え、10時00分頃昇橋したa1受審人に船橋当直を引き継いで降橋した。

a1受審人は、単独で船橋当直に就き、雨が降る状況下、雨雪反射抑制回路を効かせた1.5海里レンジでヘッドアップ表示のレーダー1台及びGPSプロッターをそれぞれ作動させて川内港北西方沖合を北上した。

a1受審人は、左舷正横付近の停泊船を目視とレーダー映像で認めたものの、同船以外に他船を認めず、10時05分川内港沖防波堤西灯台（以下「川内灯台」という。）から331.5度（真方位、以下同じ。）3.7海里の地点で、針路を315度に定めて自動操舵とし、13.2ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

10時06分a1受審人は、舵輪後方の椅子に腰を掛けて見張りに当たり、川内灯台から330.5度3.9海里の地点に達したとき、正船首1,170メートルのところに、Bを視認することができ、同船が錨泊中であることを示す黒色球形形象物を表示したうえ、船首が南

東方を向いてほとんど移動しない様子から、錨泊していることが分かり、その後Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近したが、停泊船以外に他船を認めなかったため、航行の支障となる船舶はいないものと思われ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a 1 受審人は、Bを避けずに続航し、10時09分少し前船首至近に同船のマストを認めたものの、どうすることもできず、10時09分僅か前川内灯台から328.5度4.5海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首がBの船首に、平行に衝突した。

当時、天候は雨で風力3の南東風が吹き、潮候は上げ潮の末期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央やや後方に操舵室を設け、同室前部右舷側に舵輪、その左舷側にレーダー、GPSプロッター及び魚群探知機、右舷側に機関操縦レバーをそれぞれ備えたFRP製遊漁船で、b 受審人が1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、遊漁の目的で、船首尾1.0メートルの等喫水をもって、同日05時00分川内港を発し、同港北西方沖合5海里の釣り場に向かった。

b 受審人は、目的の釣り場に到着し、05時30分前衝突地点付近で、水深約40メートルの海中に重さ約63キログラムの唐人型鉄製錨を船首から投じ、同錨に連結した直径18ミリメートルの合成繊維製錨索を約60メートル延出して船首のたつに係止し、黒色球形形象物を掲げ、船首を南東方に向け、機関を停止して錨泊を開始した。

b 受審人は、釣り客全員に操舵室後方の船尾甲板で遊漁を行わせ、船尾方を向いてクーラーボックスに腰を掛け、同客に釣り方を教えるなどして雑談していたところ、10時06分衝突地点で、船首が

135度を向いていたとき、正船首1,170メートルのところに、Aを視認することができ、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近したが、航行中の他船が錨泊中の自船を避けるものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

b受審人は、Aに対して注意喚起信号を行わず、更に接近しても衝突を避けるための措置をとることもなく錨泊を続け、10時08分半少し過ぎ船首至近に迫った同船を認めたものの、どうすることもできず、Bは、船首が135度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは球状船首に擦過傷を生じ、Bは船首部に亀裂等を生じたが、後に修理され、b受審人が右肘関節部打撲等を、Bの釣り客3人が左肩打撲等を負った。

(航法の適用)

本件は、川内港北西方沖合において、航行中のAと錨泊中のBとが衝突したものである。

衝突地点付近は、特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法を適用することとなるが、同法には両船の関係についての航法規定がないので、本件は、海上衝突予防法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、川内港北西方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、錨泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 1 受審人は、川内港北西方沖合において、博多港に向けて航行する場合、周囲の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、停泊船以外に他船を認めなかったため、航行の支障となる船舶はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で錨泊中のBに気付かず、同船を避けずに進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b 受審人及びBの釣り客3人を負傷させるに至った。

以上のa 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の四級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

b 受審人は、川内港北西方沖合において、遊漁を行うため錨泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行中の他船が錨泊中の自船を避けるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとることもなく錨泊を続けて衝突を招き、同船及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、Bの釣り客3人を負傷させ、自らも負傷するに至った。

以上のb 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年6月19日

門司地方海難審判所

審判官 管 啓 二